

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

広島市長

提出者

住所 熊本県熊本市南区野田三丁目13番1号

氏名 株式会社前田産業

代表取締役 前田 一美

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 096-358-6600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社前田産業
事業場の所在地	広島市管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	職別工事業
②事業の規模	10,693,418,823 円
③従業員数	226 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和6 年度) 実績量
計画:今年度(令和7 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	112	130									112	130			112	130				
紙くず																				
木くず	147.4	160									147.4	160		30	147.4	160				
繊維くず	3.96	5									3.96	5								
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	69	80									69	80			69	80				
鋳さい																				
がれき類	2626.26	2800									2626.26	2800		500	2626.26	2800				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石棉含有廃棄物	0.2	1									0.2	1								
水銀使用製品廃棄物	0.12	0.5									0.12	0.5	0.12	0.5	0.12	0.5				
合計	2958.94	3176.5	0	0	0	0	0	0	0	0	2958.94	3176.5	0.12	530.5	2954.78	3170.5	0	0	0	0

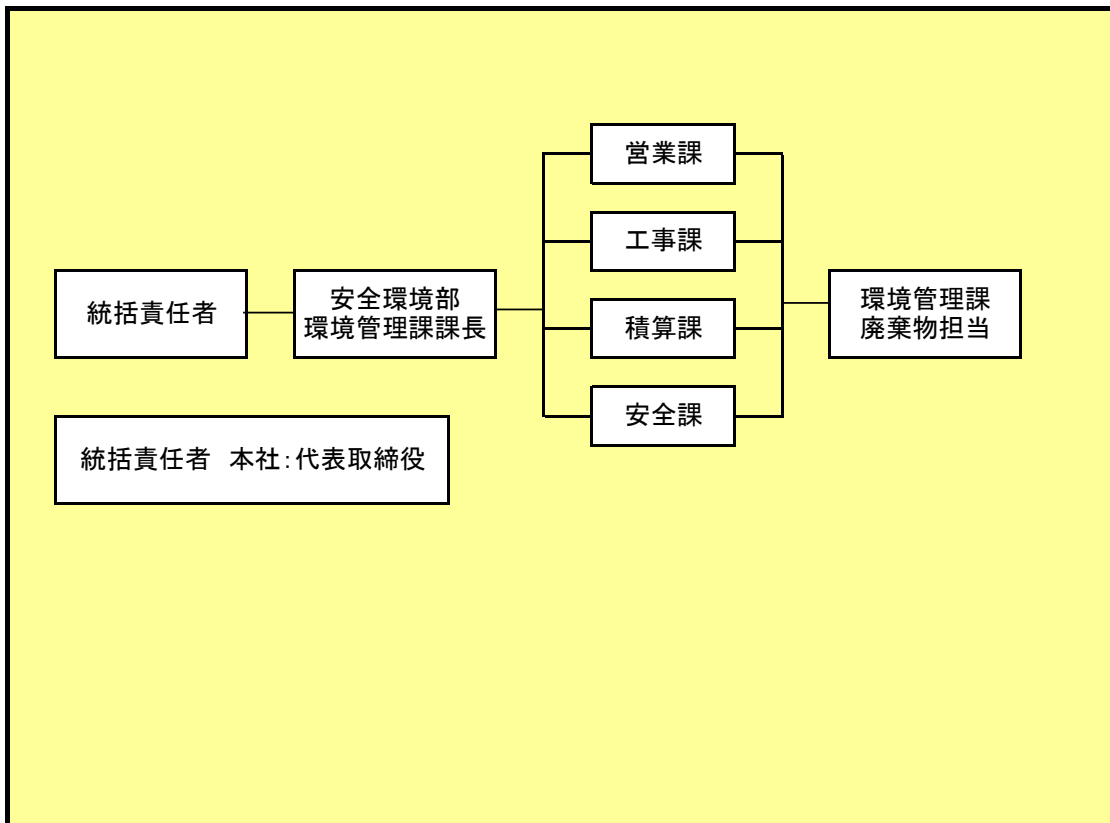
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>コンクリートがら、アスファルトがら、木くずについては再資源化施設への搬入を徹底する。 工事現場での分別の徹底。 混合廃棄物の発生抑制。 循環型社会の構築を念頭におき、資源の有効活用に心がけ廃棄物の最終処分量(埋立処分)を限りなく”ゼロ”に近づけるゼロエミッション活動に取り組む。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>これまでと同様に取り組む。 リサイクル可能な分別品目を増やし、混合廃棄物は選別が困難なため、混合廃棄物を出さない工夫が大切になる。 循環型社会の構築を念頭におき、資源の有効活用に心がけ廃棄物の最終処分量(埋立処分)を限りなく”ゼロ”に近づけるゼロエミッション活動に取り組む。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリートがら、アスファルトがら、木くずについては再資源化施設への搬入の徹底。 工事現場での分別の徹底。 混合廃棄物の発生抑制。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>現状維持に加え、混合廃棄物の分別・選別施設への搬入を徹底する。 解体工事の際、現場での分別を徹底し、再資源化率のアップに努める。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>-</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>-</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>-</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>-</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>-</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>-</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>委託先の事業の範囲の確認の徹底。 最終処分までの確認の徹底。 業者選定にはリサイクル率の高い中間処理業者を優先する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託先の事業の範囲の確認の徹底。 最終処分までの確認の徹底。 業者選定にはリサイクル率の高い中間処理業者を優先する。</p>